

経営相談窓口や主な支援策

～新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業・小規模事業者向け～

融資支援

事業活動の制限、自然災害などに伴い、経営の安定に支障が生じている中小事業者が融資を受ける際に通常とは別枠で保証を得られる制度を実施しています。制度の利用にあたっては、事業所の所在する市町村長の認定が必要です。

■セーフティネット保証

国が指定する全国的に業況の悪化している業種に属している場合や自然災害などをはじめとする突発的事由によって売上高などが減少している中小事業者を支援するための措置です。

⇒本認定を受けることで、金融機関でのセーフティネット保証に対応する融資を利用の際に、一般保証枠とは別枠で信用保証協会の保障(保障割合:4号認定の場合100%保証、5号認定の場合80%保証)を利用することができます。

■危機関連保証

金融秩序の混乱やその他の事象が発生した際に、売上高等が減少している中小事業者を支援するための措置です。

⇒本認定を受けることで、金融機関での危機関連保証に対応する融資を利用の際に、一般保証およびセーフティネット保証とは別枠で信用保証協会の保証(保証割合100%)を利用することができます。

＜各保証などの利用に係る認定書の発行＞

セーフティネット保証4号・5号および「危機関連保証などに係る売上高等減少の認定書」は、町で認定申請を受け付けております。

＜問い合わせ先＞…観光商工課 ☎46-5572

■岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金

岩手県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小事業者の経営の安定を支援するため、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金」の取り扱いを行っています。

＜融資対象者＞

岩手県内に事務所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1カ月間(原則として申請月の前月)の売上高または販売数量が前年同月と比べて15%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高などが前年同期に比べて15%以上減少することが見込まれる人。

売上高などが減少していることについては、町が発行する認定書の添付が必要となります。

＜融資条件＞

資金使途…設備資金、運転資金
 融資限度額…8000万円以内
 融資期間…10年以内(据置期間2年以内)

融資利率…▷固定金利…年1.4%以内
 ▷変動金利…年1.2%以内(融資時点の利率)

保証料率 年0.4%

＜取扱期間＞

令和2年4月1日から令和3年1月31日まで

＜本融資制度に関する問い合わせ先＞

岩手県商工労働観光部経営支援課
 ☎019-629-5542 FAX019-629-5549

助成金制度

■小学校等休業対応助成金・支援金

小学校などの臨時休校などに伴い、子どもの保護者である労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主の人に助成金が支給されるほか、個人で仕事をする保護者が子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなったなどの場合にも支援金が支給されます。

＜問い合わせ先＞

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
 ☎0120-603-999

■雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症により、一時的に休業や教育訓練などを行い、労働者の雇用維持を図った場合、事業主に休業手当、賃金などの一部が助成されます。

＜問い合わせ先＞

岩手労働局(助成金相談コーナー) ☎019-606-3285
 ハローワーク一関 ☎23-4135

■持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、法人は200万円、個人事業者は100万円(昨年1年間の売上からの減少分を上限)が給付されます。支給対象は、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者で、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、医療、農業、NPO、社会福祉など会社以外の法人についても幅広く対象となります。

＜問い合わせ先＞

中小企業金融・給付金相談窓口(相談ダイヤル)
 ☎0570-783-183

経営相談窓口

支援機関	住所・電話番号
平泉商工会	平泉町平泉字志羅山152-2 ☎46-3560
日本政策金融公庫一関支店	一関市内1-9 ☎23-4157
岩手県信用保証協会一関支所	一関市大町7-14 ☎23-2533

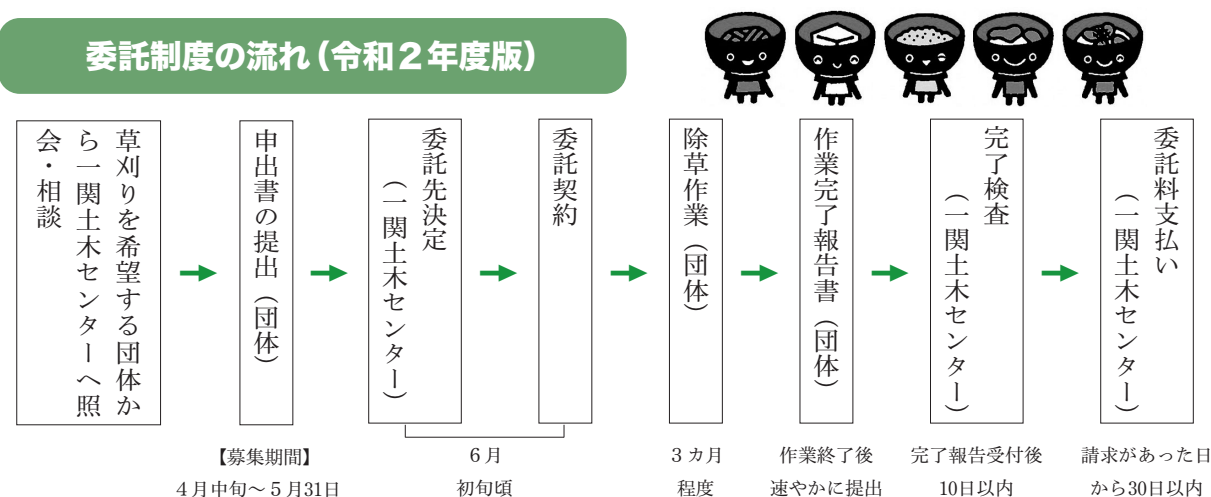
住民団体などへの草刈り業務委託制度

道路脇の草刈りにご協力いただける団体を募集します！

道路を常に安心・安全で使いやすい状態に保つためには、草刈り、清掃、除雪、施設の修繕など、日常の管理が欠かせません。岩手県では、住民団体と協働で実施する道路脇の草刈り業務委託制度を県内各地で推進しています。

この機会を利用して、県と一緒に草刈りを実施し、快適な地域づくりを進めましょう！
 なお、応募する住民団体は、おおむね20人以上の団体を目安としていますが、詳しくは県南振興局土木部一関土木センターへお問い合わせください。

委託制度の流れ(令和2年度版)



草刈りの実施範囲・時期

- 草刈りの対象範囲は、道路の両脇0.5～1.0mとします(図参照)。
- 草刈りの実施区間は、一関土木センターと協議のうえ決定し、住民団体が存在する地域、又は隣接地域の範囲内とします。
- おおむね3カ月間の道路脇の草刈りによる道路美化にご協力ください。



草刈り範囲イメージ

参加の要件

- 応募する住民団体は、おおむね20人以上の団体を目安とします。
- 契約できる金額の上限は、100万円までとします。
- 道路脇の作業となるため、安全面に最大限注意していただきます。特に、道路使用許可申請、交通誘導員の配置、保険加入(障害・賠償)は必須となります。なお、必要に応じてヘルメット、安全チョッキなどを貸し出します。
- 詳細については、お気軽に下記の問い合わせ先にご相談ください。

委託料について

- 除草面積、作業方法によって決定します。
- 障害・賠償保険料、道路使用許可申請費用、交通誘導員費用は含まれています。
- 処分費が必要な場合は、県と協議して決めます。
- 委託する期間内の草刈り委託料となりますので2回以上草刈りをして、委託料は変わりません。
- 作業単価につきましてはお問い合わせください。

問い合わせ先…県南広域振興局土木部 一関土木センター 道路河川環境課

☎26-1418(内線313)